

法務部を“外から作る” 安心のサポート

代表弁護士 和氣 良浩

弁護士法人ブライトでは現在、あるクライアント企業様からのご依頼を受け、社内法務部のように企業の法務を幅広くサポートしています。日々の契約書審査を中心に、営業担当者の皆様が滞りなく契約締結に至れるよう、迅速かつ丁寧に対応しています。契約内容の確認だけでなく、業務の流れそのものを改善できるよう担当者や部門長と協議を重ね、実務に即した形で契約フローを整えているところです。

リスクを未然に防ぐ体制づくり

また、現場で活躍される営業担当者の方々にも基本的な法務知識を知っていただくため、勉強会を開催しました。これにより、組織全体でリスクを未然に防ぐ体制づくりが少しずつ進んでいます。今後は契約書のひな形整備や生成AIの活用も視野に入れ、業務負担を軽減しながら、より安心できる契約審査体制を構築していく予定です。そのうえで、次のステップとして「予防法務」を強化し、企業をより安全に、より強く支えることを目指しています。

外部だからこそ提供できる 安心感

法務部を自社で抱えることは、超大企業でない限り大きな負担となりやすく、十分な機能を果たせない場合もありま

す。一方で、従来の顧問弁護士は距離感があり、どうしてもトラブル発生時の事後対応に偏りがちでした。

私たちはその中間に立ち、企業に寄り添いながらも外部の弁護士として幅広い知見を提供することで、安心して日常の業務を進めていただける環境を整えています。契約やトラブルに備えるだけでなく、「この会社をどう守り、どう強くするか」という視点で取り組むことが私たちの使命です。今後もクライアント企業の皆様が安心して事業を展開できるよう、全力でサポートを続けてまいります。



その業務委託、大丈夫？ 知らないと怖い「フリー ランス保護新法」とは

パートナー弁護士 笹野 皓平

近年、多くの企業において、外部の専門人材であるフリーランスとの協業は、事業の成長を加速させるための重要な鍵となっています。しかし、その関係性の裏で、新たな法的リスクが生まれていることをご存知でしょうか。

2024年11月に施行された「フリーラン

ス保護新法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）により、フリーランスに業務を委託する企業（発注事業者）には、これまで以上に重い義務が課されることになりました。

報酬額などをあらかじめ明示 できていますか？

この新法は、立場の弱いフリーランスを不当な取引から守ることを目的としており、企業側には主に以下のような対応が求められます。

①**業務内容等の明示義務**：報酬額や業務内容、納期などを書面やメール等で事前に明示する必要があります。口頭での曖昧な依頼は、後のトラブルの元になりかねません。

②**期日内の報酬支払義務**：業務が完了してから、原則として60日以内に報酬を支払わなければなりません。資金繰りを理由とした一方的な支払遅延は認められなくなります。

③**一方的な契約変更等の制限**：正当な理由なく、契約期間中に発注を取り消したり、納品された成果物の受け取りを拒否したりすることは禁止されています。

これらの義務を怠った場合、国（公正取引委員会等）からの助言や指導、さらには勧告・命令の対象となる可能性があります。企業の信頼性にも影響を及ぼしかねません。法令遵守（コンプライアンス）はもちろんのこと、フリーランスと良好なパートナーシップを築き、

共に成長していくためにも、この新しいルールへの対応は不可欠です。

弁護士法人ブライトでは、この「フリーランス保護新法」に対応した契約書の作成・レビューや、社内体制の整備に関するご相談を承っております。

専門人材の力を最大限に活用するためには、彼らが安心して働ける公正な取引環境が不可欠です。この機会に一度、フリーランスとの取引関係を見直し、専門家の支援を得ることをご検討ください。



「神在月」に学ぶ意思決定の法務

弁護士 山中 あい
一般的に10月は、神様が留守になる「神無月」として知られていますが、その神々が集うとされる出雲地方では、逆に「神在月（かみありづき）」と呼ばれ、人々の縁結びや来年の豊作など重要な事柄を神々が話し合う会議が開かれるのだそうです。会社組織においても、株主総会や取締役会は、経営の幹をなす重要な会議です。

適法な会議運営に不可欠な「招集手続」と「議事録」

まず法律上の大原則として、株主総会や取締役会の決議が法的に有効と認められるには、会社法や定款に定められ

た手続にのっとって運営される必要があります。特に、決議の有効性を直接左右するのが、すべての対象者に対して決められた期間内に通知をする「招集手続」です。加えて、議論と決議の過程を記録する「議事録の作成」も法律上の義務とされています。これらの手続が守られていない場合、決議の効力が争われたり、会社が法的な責任を問われたりするリスクを抱えることになります。

例えば、同族会社などで慣れ合いから口頭で招集を済ませたり、一部の役員や普段は経営に関与していない株主への通知を怠ったりすれば、後から決議の効力を争われる原因となりかねません。これを防ぐには、役員名簿と株主名簿を常に最新の状態で管理し、会社法や定款に定められた招集期間や方法を厳守することが不可欠です。

また、議事録の記載内容も同様に重要です。「〇〇の件を承認可決した」という結論だけの議事録では、その役割を十分に果たせません。取締役会の議事録は、万が一、経営判断の責任を問われた際に、取締役が慎重な議論を尽くしたこと（善管注意義務）を証明するための重要な防御手段となります。一方、株主総会の議事録は、役員選任といった登記手続のために、決議が法的要件を満たしたことを示す書面となります。そのためには、単なる結論だけでなく、議事の経過や質疑応答の要旨、決議の結果（賛成数など）を具体的に記しておく必要があります。

会社の意思決定は、適正な手続と、そのプロセスを証明できる記録がそろってこそ盤石なものとなります。「神在

月」の故事に倣い、自社の「会議」のあり方を一度見直してみたいはいかがでしょうか。

大塚国際美術館を訪れました

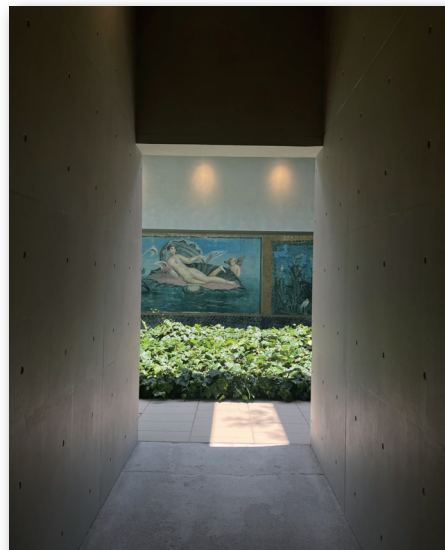
アシスタント 仲 涼香

徳島県鳴門市にある大塚国際美術館を訪れました。ここでは、世界中の名画が陶板で原寸大に再現されているとのことでした。

再現展示とはいえ、とても迫力があつたのを覚えています。それだけ、ひとつひとつの作品に敬意が込められているのだと思います。建物の構造、照明、配置など細部までこだわり抜かれた空間そのものが芸術作品でした。

また、一度に多くの著名な画家の作品を相対的に鑑賞できたことで、想像がふくらみました。その作者の人生の一部を垣間見たような気がして、嬉しかったです。

いつか本場にも足を運んでみたいと思います。



CORPORATE
SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト



0120-929-739

【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE



送付の停止をご希望の場合は、お手数ですが kigyo@wk-gl.com へご連絡をお願いいたします。